

<p>基本方針</p>
<p>観光を通じ、地域づくり、町経済の発展、町民生活の向上に寄与することを目的として制定した「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、多様化する観光ニーズに対応するため、宿泊施設・観光施設などの個性を際立たせ、特色ある観光地をめざすことにより、観光関係事業者・業界団体の経営力を高めて、観光客数、宿泊客数の増加に努めます。また、観光立国を推進する国や県の施策を積極的に活用するとともに、近隣市町との広域ネットワーク化を進め、観光産業の活性化を図ります。</p> <p>ロケツーリズムを推進し、町の自然、風景、食や人々のおもてなし等を効果的に情報発信し、住民参加型の地域間連携がとれた仕組みづくりを確立し集客することで、本町のファンを作り、リピーターの確保に努めます。また、同時に、湯河原温泉のイメージを定着させるロゴの運用に努めます。</p> <p>県が提唱している「未病」を改善する取組みと連携した健康づくりに着目した「ヘルスツーリズム」を提供するモデル事業を実施し、他の温泉観光地との差別化を図り、新たな観光客の誘客を引き続き図ります。</p> <p>連泊者の増加につながる「ロングステイツーリズム」を推進するため、近隣観光地の観光資源との連携を図り、県西地域全体で観光施策に取り組みます。</p> <p>温泉場エリアにおいては、万葉公園を中心としたエリア全体での周遊性を高め、観光客の誘客増加に努めます。</p> <p>「モノ消費」から「コト消費」の変化への対応が重要になる中、旅行消費額の拡大のため滞在期間の長期化を促す必要があります。そのため、文化や自然などの観光資源や夜間の時間帯などを活用した体験型観光コンテンツを充実させ、新たな観光需要の創出を図ります。</p>
<p>主要施策</p>
<p>(1) 観光資源の拡充・整備</p>
<p>① イベントの充実</p> <p>四季折々に魅力あるイベントを、時代のニーズや新しい生活様式に合わせながら、より一層、観光施策の充実を図り、集客力を高めます。また、交通アクセス整備などについても、引き続き検討していきます。</p> <p>② 民間活力の活用</p> <p>観光施設に指定管理者制度を導入したことにより、民間の柔軟な発想と迅速な対応を十分に活用し、更なる魅力ある施設の運営を図ります。</p> <p>③ 名物料理・商品の開拓</p> <p>湯河原独自のおもてなしの1つとして、町内で生産された野菜やくだものを食材として提供することにより、地産地消を具現化するとともに、これらの食材を利用した名物料理・地域特産品の開拓を関係機関と連携し、推進することでブランド力の向上に努めます。</p> <p>④ 歴史的・文化的資源の発掘、活用</p> <p>まちの歴史的・文化的資源を再認識するとともに、違う角度から眺めることにより新たな発見・発掘を図ります。また、点在する観光資源に結びつきをもたせることにより、まちの周遊性を高め、観光案内板・散策ガイドなど、観光客のニーズや動向に合わせた整備を推進します。また、名だたる文人墨客や多くの人を温泉や自然環境などにより癒してきたことを誇りに、更なる資源の有効活用に努めます。</p> <p>⑤ 観光資源の発掘と情報の収集</p> <p>現存する歴史的な観光資源を引き続き有効活用するとともに、温泉場地区においては来訪者が懐かしさを感じるようなまち並みの保全を図ります。また、歴史的資源だけでなく、文化的資源（人・物・文化）の情報を幅広く収集することに努めます。</p> <p>⑥ 箱根ジオパークの活用</p> <p>「幕山」や「しとどの窟（いわや）」など、町内にあるジオサイトの保全を図るとともに、専門的な知識を有するジオガイドの育成やジオパークのホームページを充実させることで、箱根ジオパークを観光資源や教育に活用するための環境整備に努めます。</p> <p>⑦ ハイキングコースの充実</p> <p>多様化する観光ニーズに応えるため、ハイキングコースの維持・管理に努めるとともに、新たなコースの整備を進めます。</p>

<p>基本方針</p>
<p>観光を通じ、地域づくり、町経済の発展、町民生活の向上に寄与することを目的として制定した「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、多様化する観光ニーズに対応するため、宿泊施設・観光施設などの個性を際立たせ、特色ある観光地をめざすことにより、観光関係事業者・業界団体の経営力を高めて、観光客数、宿泊客数の増加に努めます。また、観光立国を推進する国や県の施策を積極的に活用するとともに、近隣市町との広域ネットワーク化を進め、令和8年度から導入する宿泊税を観光産業に還元し、さらなる活性化を図ります。</p> <p>町の歴史、自然、風景、食や人々のおもてなし等を効果的にP Rするとともに、シビックプライド（郷土愛）を熟成し、住民参加型の「オール湯河原」を確立し集客することで、本町のファンを作り、リピーターの確保に努めます。</p> <p>連泊者の増加につながる「ロングステイツーリズム」を推進するため、近隣観光地の観光資源との連携を図り、県西地域全体で観光施策に取り組みます。</p> <p>温泉場エリアにおいては、令和2年にリニューアルした万葉公園を中心としたエリア全体での周遊性を高め、観光客の誘客増加に努めます。</p> <p>「モノ消費」から「コト消費」の変化への対応が重要になる中、旅行消費額の拡大のため滞在期間の長期化を促す必要があります。そのため、文化や自然などの観光資源や夜間の時間帯などを活用した体験型観光コンテンツを充実させ、新たな観光需要の創出を図ります。</p>
<p>主要施策</p>
<p>(1) 観光資源の拡充・整備</p>
<p>① イベントの充実</p> <p>四季折々に魅力あるイベントを、様々なニーズを捉えながら、より一層、観光施策の充実を図り、集客力を高めます。特に、湯河原梅林・さつきの郷・もみじの郷・コキアの郷については、四季を通じた自然景観を活かした地域資源と位置づけ、イベントや環境整備等を推進し、観光誘客力の向上を図ります。また、交通アクセス整備などについても、引き続き検討していきます。</p> <p>② 民間活力の活用</p> <p>観光施設に指定管理者制度を導入したことにより、民間の柔軟な発想と迅速な対応を十分に活用し、更なる魅力ある施設の運営を図ります。</p> <p>③ 名物料理・商品の開拓</p> <p>湯河原独自のおもてなしの1つとして、町内で生産された野菜やくだものを食材として提供することにより、地産地消を具現化するとともに、これらの食材を利用した名物料理・地域特産品の開拓を関係機関と連携し、推進することでブランド力の向上に努めます。</p> <p>④ 歴史的・文化的資源の活用</p> <p>まちの歴史的・文化的資源を再認識し、点在する観光資源に結びつきをもたせるとともに、引き続き有効活用することで、まちの周遊性を高め、観光案内板・散策ガイドなど、観光客のニーズや動向に合わせた整備を推進します。また、名だたる文人墨客や多くの人を温泉や自然環境などにより癒してきたことを誇りに、更なる資源の有効活用に努めます。</p> <p>⑤ 温泉場の賑わい創出</p> <p>温泉場エリアの周遊性を向上させるとともに、集客につながるイベントの実施や、魅力あるまち並みを整備することにより賑わいの創出に努めます。</p> <p>⑥ 箱根ジオパークの活用</p> <p>「幕山」や「しとどの窟（いわや）」など、町内にあるジオサイトの保全を図るとともに、専門的な知識を有するジオガイドの育成やジオパークのホームページやメールマガジンを充実させることで、箱根ジオパークを観光資源や教育に活用するための環境整備に努めます。</p> <p>⑦ ハイキングコースの充実</p> <p>多様化する観光ニーズに応えるため、ハイキングコースの維持・管理に努めるとともに、新たなコースの整備を進めます。</p>

<p>基本方針</p> <p>農業を活性化するため、本町の農地環境に適した新たな農産物又は改植、付加価値の高い農産物の生産拡大に努め、耕作放棄地解消対策及び有害鳥獣対策を進めることによって、農家の生産意欲向上に努め、地産地消を推進します。</p>
<p>主要施策</p> <p>(1) 農業生産基盤の整備</p> <p>①農道の整備</p> <p>農地の生産性、集荷機能を高めるとともに周辺環境を整備するため、関係機関と協議しながら整備促進を図ります。</p> <p>②広域農道の整備</p> <p>広域農道小田原湯河原線の早期完成に向け、事業主体である県と協議して事業を推進するとともに、広域農道の整備進捗に併せて地域の活性化を図ります。</p> <p>③有害鳥獣による被害への対応</p> <p>野猿、イノシシ、ニホンジカなどの鳥獣による被害を防ぐため、国、県などの補助事業を活用し、湯河原町鳥獣対策協議会を中心に、かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会、(公益社団法人) 神奈川県猟友会湯河原方面支部と連携を図りながら、対策を推進します。また、野猿については人身への脅威を及ぼす恐れのある個体及びその群れの加害レベルの低減のため、県と連携し対策を実施します。</p> <p>(2) 農業経営の高度化の促進</p> <p>①耕作放棄地対策</p> <p>農地の流動化を促進するとともに、景観作物の普及・導入なども含めた耕作放棄地解消に向けた対策を進めます。</p> <p>②出作農地の活性化対策</p> <p>熱海市泉地区の出作農地については、熱海市と協議しながら、農産物の生産体制の確立と周辺環境の維持などを行い、振興対策を進めます。</p> <p>③新しい農産物加工品などの開発</p> <p>かながわ西湘農業協同組合女性部湯河原支部、同鍛冶屋支部の加工所による摘果ミカンジュースやジャムなどの6次産業の拡大を図るとともに、特産品である湘南ゴールドを活用した商品の研究、開発を関係団体などと意見を交えながら進め、販路の拡大に努めます。</p> <p>④農業経営の安定化の推進</p> <p>かながわ西湘農業協同組合を中心に市場性の高い優良品種みかんの導入、県が推奨する湘南ゴールド及び野菜などの他作物の導入を図り、直売などによる消費拡大を推進し、農業経営の安定化に努めます。</p> <p>⑤農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度の拡充</p> <p>省力化、生産性向上、生産転換などのための設備投資に対し、認定農業者への農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度を実施します。</p> <p>⑥農業の担い手の育成</p> <p>認定農業者を核に、より高い収益性の確保、省力化研究、新技術の導入を進め、担い手の育成を支援します。また、新規就農者やUターン就農者への営農指導を支援します。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払制度の活用</p> <p>耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域などにおいて、国の継続事業として中山間地域等直接支払制度が設けられています。農業生産に不利な1ha以上の農地を対象に、5か年以上継続して農業生産活動を急傾斜地などで行うことを条件に交付金が支払われるこの制度の活用促進に努めます。</p> <p>⑧朝市・直売化の促進</p> <p>朝市や直売を通じて生産者と町民、そして観光客との結びつきを強め、農産物の安全性や生産過程などの理解を深めることにより、農業の振興と地場産品の需要拡大を図り、地産地消を推進します。</p>

<p>基本方針</p> <p>農業を活性化するため、本町の農地環境に適した新たな農産物又は改植、付加価値の高い農産物の生産拡大に努め、耕作放棄地解消対策及び有害鳥獣対策を進めることによって、農家の生産意欲向上に努め、地産地消を推進します。</p>
<p>主要施策</p> <p>(1) 農業生産基盤の整備</p> <p>①農道の整備</p> <p>農地の生産性、集荷機能を高めるとともに周辺環境を整備するため、関係機関と協議しながら整備促進を図ります。</p> <p>②広域農道の整備</p> <p>広域農道小田原湯河原線の早期完成に向け、事業主体である県と協議して事業を推進するとともに、広域農道の整備進捗に併せて地域の活性化を図ります。</p> <p>③有害鳥獣による被害への対応</p> <p>野猿、イノシシ、ニホンジカなどの鳥獣による被害を防ぐため、国、県などの補助事業を活用し、湯河原町鳥獣対策協議会を中心に、かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会、(公益社団法人) 神奈川県猟友会湯河原方面支部と連携を図りながら、対策を推進します。また、野猿については人身への脅威を及ぼす恐れのある個体及びその群れの加害レベルの低減のため、全頭捕獲するため、県と連携し対策を実施します。</p> <p>(2) 農業経営の高度化の促進</p> <p>①耕作放棄地対策</p> <p>農地の流動化を促進するとともに、景観作物の普及・導入なども含めた耕作放棄地解消に向けた対策を進めます。</p> <p>②出作農地の活性化対策</p> <p>熱海市泉地区の出作農地については、熱海市と協議しながら、農産物の生産体制の確立と周辺環境の維持などを行い、振興対策を進めます。</p> <p>③新しい農産物加工品などの開発の促進</p> <p>特産品である湘南ゴールドを活用した商品の研究、開発を関係団体などと意見を交えながら進め、販路の拡大に努めます。</p> <p>④農業経営の安定化の推進</p> <p>かながわ西湘農業協同組合と連携し市場性の高い優良品種みかんの導入、県が推奨する湘南ゴールド及び野菜などの他作物の導入を図り、直売などによる消費拡大を推進し、農業経営の安定化に努めます。</p> <p>⑤農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度の拡充</p> <p>省力化、生産性向上、生産転換などのための設備投資に対し、認定農業者への農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度を実施します。</p> <p>⑥農業の担い手の育成</p> <p>認定農業者を核に、より高い収益性の確保、省力化研究、新技術の導入を進め、担い手の育成を支援します。また、新規就農者やUターン就農者への営農指導を支援します。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払制度の活用</p> <p>耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域などにおいて、国の継続事業として中山間地域等直接支払制度が設けられています。農業生産に不利な1ha以上の農地を対象に、5か年以上継続して農業生産活動を急傾斜地などで行うことを条件に交付金が支払われるこの制度の活用促進に努めます。</p> <p>⑧朝市・直売化の促進</p> <p>朝市や直売を通じて生産者と町民、そして観光客との結びつきを強め、農産物の安全性や生産過程などの理解を深めることにより、農業の振興と地場産品の需要拡大を図り、地産地消を推進します。</p> <p>⑨稼げる農業の推進</p> <p>新たに「ゆがわら軽トラ市」を開催することにより、出店者が栽培した農作物や加工品等の販路拡大、購入者との交流の場、新規就農者の販売の受け皿となることから、継続するよう努めてまいります。併せて様々な視点から「稼げる農業」の実現を目指し、研究・検討してまいります。</p>

8 介護保険

<p>現状と課題</p> <p>○本町では、高齢化の進展に伴い、要介護者の増加により今後ますます介護サービスの増大が見込まれます。併せて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されています。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みづくりが課題となっています。</p> <p>○「団塊の世代」が75歳を迎える令和7年度（2025年度）を見据えながら、長期的視野に立って地域包括ケアシステムの確立に向け、湯河原町地域包括支援センターと連携して更なる充実を図る必要があります。</p> <p>○介護保険料については、3年度を単位とした事業運営期間ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、事業運営期間を通じて、介護保険財政を運営する上で支障が生じないように設定していますが、更なる健全な運営を推進していくためには、介護保険料の収納率の確保が必要です。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○本町では、高齢化の進展に伴い、要介護者の増加により今後ますます介護サービスの増大が見込まれます。併せて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されています。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みづくりが課題となっています。</p> <p>○「団塊の世代」が令和7年度（2025年度）に75歳を迎えており、生産年齢人口の減少の加速化が予測される令和22年（2040年）を見据えながら、長期的視野に立ち、湯河原町地域包括支援センターと連携して地域包括ケアシステムの更なる充実を図る必要があります。</p> <p>○介護保険料については、3年度を単位とした事業運営期間ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、事業運営期間を通じて、介護保険財政を運営する上で支障が生じないように設定していますが、更なる健全な運営を推進していくためには、介護保険料の収納率の確保が必要です。</p>
<p>基本方針</p> <p>「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するため、元気な高齢者を対象とした介護予防事業の推進を図るとともに、要介護状態となっても、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制づくりを、より積極的に推進します。</p>	<p>基本方針</p> <p>「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するため、元気な高齢者を対象とした介護予防事業の推進を図るとともに、要介護状態となっても、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制づくりを、より積極的に推進します。</p>
<p>主要施策</p> <p>（1）利用者の立場に立った介護保険サービスの推進</p> <p>①介護保険サービスの充実と保険給付適正化の推進</p> <p>介護サービスの供給量を確保しながら、ケアマネジメントの研修等を通じて、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護給付費や介護保険料の増大を抑制する必要があることから、指定事業者に対する実地指導のほか、地域密着型サービス事業者に対する指導監督を強化することにより、不適切な介護給付費の削減を図ります。</p> <p>（2）高齢者を地域全体で支える仕組みづくり</p> <p>①地域包括ケアシステムの確立（再掲）</p> <p>介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となり、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方々やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの確立をめざします。</p> <p>②認知症施策・権利擁護の推進</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービスの提供等の支援体制を構築します。また、成年後見制度や虐待問題等権利擁護の体制を拡充します。</p> <p>③生きがいづくり・社会参加の促進</p> <p>趣味やスポーツ、文化活動など、生涯学習活動の促進を図るとともに、地域のイベント、高齢者や若い世代との交流、さらに高齢者自身が他の高齢者の見守り、声かけ、買い物などの生活支援サービスの担い手となることにより、高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。</p> <p>④地域包括支援センターの円滑な運営</p> <p>一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方々をはじめ、すべての方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者の総合相談窓口として、成年後見制度の周知・活用や相談体制を充実させるとともに、湯河原町地域包括支援センターを円滑に運営し、高齢者の権利侵害の防止や不安の解消に努めます。</p> <p>（3）健康づくりと介護予防の推進</p> <p>①地域支援事業による介護予防の推進</p> <p>介護予防は、高齢者の自立支援という観点からも重要であるため、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オーラ</p>	<p>主要施策</p> <p>（1）利用者の立場に立った介護保険サービスの推進</p> <p>①介護保険サービスの充実と保険給付適正化の推進</p> <p>介護サービスの供給量を確保しながら、ケアマネジメントの研修等を通じて、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護給付費や介護保険料の増大を抑制する必要があることから、指定事業者に対する実地指導のほか、地域密着型サービス事業者に対する指導監督を強化することにより、不適切な介護給付費の削減を図ります。</p> <p>（2）高齢者を地域全体で支える仕組みづくり</p> <p>①地域包括ケアシステムの確立（再掲）</p> <p>介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となり、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方々やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの更なる充実をめざします。</p> <p>②認知症施策・権利擁護の推進</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーター養成講座などの開催によって認知症への理解を深めるとともに、医療・介護サービスの提供等の支援体制を構築します。また、成年後見制度や虐待問題等権利擁護の体制を拡充します。</p> <p>③生きがいづくり・社会参加の促進</p> <p>趣味やスポーツ、文化活動など、生涯学習活動の促進を図るとともに、地域のイベント、高齢者や若い世代との交流、さらに高齢者自身が他の高齢者の見守り、声かけ、買い物などの生活支援サービスの担い手となることにより、高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。</p> <p>④地域包括支援センターの円滑な運営</p> <p>一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方々をはじめ、すべての方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者の総合相談窓口として、成年後見制度の周知・活用や相談体制を充実させるとともに、湯河原町地域包括支援センターを円滑に運営し、高齢者の権利侵害の防止や不安の解消に努めます。</p> <p>（3）健康づくりと介護予防の推進</p> <p>①地域支援事業による介護予防の推進</p> <p>介護予防は、高齢者の自立支援という観点からも重要であるため、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オー</p>

I 計画的な土地利用による自然環境の保全

1 地球温暖化防止対策

<p>現状と課題</p> <p>○地球温暖化による気温上昇により、海水温の上昇など自然環境に大きな異変をもたらしたことで、近年、大雨や台風の大型化など異常気象が発生し、私たちの生活に直接被害を及ぼす自然災害が世界規模で多発するとともに、農作物の被害や漁獲量の減少など、生態系の異変が徐々に現れています。</p> <p>○地球温暖化による環境問題は、私たちの生活や社会活動による環境への負荷が大きな要因です。環境に優しいライフスタイルの見直しが提唱され、低炭素社会実現のための技術は日々進歩していますが、環境問題の解決に向けて、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会像の実現に向けた積極的な取組みが更に求められています。</p> <p>○太陽光発電設備や電気自動車の普及、ごみの分別によるリサイクルの取組みなど、化石エネルギー依存体質からの脱却や環境負荷の軽減が生活の中で定着しつつあり、これらの取組みは個人や企業などの環境への意識の高まりによるものです。しかし、美しい地球を未来に引き継いでいくためには、環境問題を正しく理解し、今まで以上の努力を町民及び事業者、町が一体となって進めていく必要があります。また、今後しばらくは、地球温暖化の更なる進行が予測され、異常気象による豪雨や土砂災害にも備える必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○地球温暖化による気温上昇により、海水温の上昇など自然環境に大きな異変をもたらしたことで、近年、大雨や台風の大型化など異常気象が発生し、私たちの生活に直接被害を及ぼす自然災害が世界規模で多発するとともに、農作物の被害や漁獲量の減少など、生態系の異変が徐々に現れています。</p> <p>○地球温暖化による環境問題は、私たちの生活や社会活動による環境への負荷が大きな要因です。環境に優しいライフスタイルの見直しが提唱され、脱炭素社会実現のための技術は日々進歩していますが、環境問題の解決に向けて、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会像の実現に向けた積極的な取組みが更に求められています。</p> <p>○太陽光発電設備等の普及、ごみの分別によるリサイクルの取組みなど、化石エネルギー依存体質からの脱却や環境負荷の軽減が生活の中で定着しつつあり、これらの取組みは個人や企業などの環境への意識の高まりによるものです。しかし、美しい地球を未来に引き継いでいくためには、環境問題を正しく理解し、今まで以上の努力を町民及び事業者、町が一体となって進めていく必要があります。また、今後しばらくは、地球温暖化の更なる進行が予測され、異常気象による豪雨や土砂災害にも備える必要があります。</p>
<p>基本方針</p> <p>本町は、まちづくりの推進者として、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現をめざすため、地球温暖化防止対策など環境に関する情報の発信を積極的に行い、温室効果ガスの排出の抑制などに資する都市整備の推進、社会資本の整備などの対策を推進するとともに、異常気象への適応策について調査・検討します。</p>	<p>基本方針</p> <p>本町は、まちづくりの推進者として、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現をめざすため、地球温暖化防止対策など環境に関する情報の発信を積極的に行い、温室効果ガスの排出の抑制などに資する都市整備の推進、社会資本の整備などの対策を推進します。</p>
<p>主要施策</p> <p>(1) 計画的な取組みの推進</p> <p>①地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）の策定</p> <p>地球温暖化の影響による異常気象や生態系の変化などが深刻化する中で、地域が一体となって取り組むことができるよう、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）を策定し、町民や事業者も含めた地域全体で目標達成に向けた取組みを推進します。</p> <p>②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）の推進</p> <p>低公害車の導入やグリーン購入を推進するとともに、節電や節水、ごみの減量など環境に配慮した取組みを行政が率先して実施し、CO₂の更なる削減に努めます。</p> <p>(2) 低炭素社会づくりの推進</p> <p>①車社会の変化への対応</p> <p>E V（電気自動車）・P H V（プラグインハイブリッド車）の普及状況を踏まえ、充電拠点を維持するとともに、設置可能な拠点について引き続き検討を行います。</p> <p>②二酸化炭素吸収対策の推進</p> <p>二酸化炭素を吸収するなど、森林が自然環境に大きな役割を果たしており、引き続き森林保全のための間伐などの森林整備を計画的に実施し、森林の保全に努めます。</p> <p>(3) エネルギー</p> <p>①省エネルギーの啓発</p> <p>低炭素社会の実現のため、節電やクールビズなど省エネルギーのための取組みを率先して実施するとともに、広く町民や事業者へ省エネルギーのための取組みのPRを行います。</p> <p>②アイドリングストップの啓発・低公害車の導入の推進</p> <p>アイドリングストップ啓発活動をボランティアとの協働により継続して実施していきます。また、公用車の更新時には積極的に低公害車を導入します。</p> <p>③新エネルギー活用の検討</p> <p>災害に伴う停電に備えるため、太陽光発電や蓄電設備、電気自動車などの導入を促進します。また、地球温暖化防止対策として、温泉熱を利用したクリーンエネルギーの活用について、調査・研究を行います。</p>	<p>主要施策</p> <p>(1) 計画的な取組みの推進</p> <p>①地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）の策定</p> <p>地球温暖化の影響による異常気象や生態系の変化などが深刻化する中で、地域が一体となって取り組むことができるよう、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）を策定し、町民や事業者も含めた地域全体で目標達成に向けた取組みを推進します。</p> <p>②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）の推進</p> <p>低公害車の導入やグリーン購入を推進するとともに、節電や節水、ごみの減量など環境に配慮した取組みを行政が率先して実施し、CO₂の更なる削減に努めます。</p> <p>(2) 脱炭素社会づくりの推進</p> <p>①車社会の変化への対応</p> <p>E V（電気自動車）・P H V（プラグインハイブリッド車）の普及状況を踏まえ、充電拠点を維持するとともに、設置可能な拠点について引き続き検討を行います。</p> <p>②二酸化炭素吸収対策の推進</p> <p>二酸化炭素を吸収するなど、森林が自然環境に大きな役割を果たしており、引き続き森林保全のための間伐などの森林整備を計画的に実施し、森林の保全に努めます。</p> <p>(3) エネルギー</p> <p>①省エネルギーの啓発</p> <p>脱炭素社会の実現のため、節電やクールビズなど省エネルギーのための取組みを率先して実施するとともに、広く町民や事業者へ省エネルギーのための取組みのPRを行います。</p> <p>②エコドライブの推進・次世代自動車の導入の推進</p> <p>環境負荷の少ない運転方法としてエコドライブを啓発してきます。また、公用車の更新時には積極的に次世代自動車を導入します。</p> <p>③再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>地球温暖化防止対策として、引き続き住宅に設置する太陽光発電システム等の導入を推進し、自然環境との調和を図りながら地域における温室効果ガスの更なる排出削減のため再生可能エネルギーの導入の促進を目指します。</p>

<p>現状と課題</p> <p>○平成20年度（2008年度）に湯河原町都市マスタープランの見直しを行い、そこに示された計画的な将来都市空間構造を実現させるため、適切な土地利用の規制・誘導を図ることが求められています。そのため、土地利用に係る方向性（市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導）について、明らかにしていく必要があります。開発行為については、用途無指定地域での大規模な開発行為が神奈川県土地利用調整条例により原則不可となっているため、用途地域内への誘導が必要です。</p> <p>○湯河原駅周辺については、「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画」を平成11年（1999年）3月に策定し、平成28年（2016年）には民間の見学施設を有する食品製造業を営む工場が建設され、平成29年（2017年）には新たな湯河原駅前広場が完成しました。今後も、引き続き周辺地区への誘導を図るような魅力のある街づくりの取組みが必要です。</p> <p>○温泉場地区については、本町の観光を代表する温泉地となっており、湯河原町景観計画では、「景観まちづくり推進地区」となっています。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において地域資源を活用したエリアマネジメントの推進体制等が示されました。今後は、これらの基準等に基づき温泉場地区における風情のある街なみづくりや住環境づくりに取り組むとともに、制度の強化についても検討する必要があります。</p> <p>○「湯河原町特定地域土地利用計画」については、湯河原町都市マスタープランなどを踏まえつつ、社会情勢の変化や制度改正をとらえ、適切に見直しを行う必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○令和7年度（2025年度）に湯河原町都市マスタープランの見直しを行い、そこに示された計画的な将来の都市空間構造を実現させるため、適切な土地利用の規制・誘導を図ることが求められています。そのため、土地利用に係る方向性（市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導）について、明らかにしていく必要があります。開発行為については、用途無指定地域での大規模な開発行為が神奈川県土地利用調整条例により原則不可となっているため、用途地域内への誘導が必要です。</p> <p>○湯河原駅周辺については、「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画」を平成11年（1999年）3月に策定し、平成28年（2016年）には民間の見学施設を有する食品製造業を営む工場が建設され、平成29年（2017年）には新たな湯河原駅前広場が完成しました。今後も、引き続き周辺地区への誘導を図るような魅力のある街づくりの取組みが必要です。</p> <p>○温泉場地区については、本町の観光を代表する温泉地となっており、湯河原町景観計画では、「景観まちづくり推進地区」となっています。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において地域資源を活用したエリアマネジメントの推進体制等が示されました。今後も、これらの基準等に基づき温泉場地区における風情のある街なみづくりや住環境づくりに継続的に取り組む必要があります。</p> <p>○「湯河原町特定地域土地利用計画」については、湯河原町都市マスタープランなどを踏まえつつ、社会情勢の変化や制度改正をとらえ、適切に見直しを行う必要があります。</p>
<p>基本方針</p> <p>土地利用に係る各種の法律や計画（湯河原町都市マスタープランなど）に基づいて、自然環境の保全に配慮した適切な土地利用を誘導するとともに、地域の特性を活かした土地利用の推進を図ります。また、人口減少と少子高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで、計画的な都市機能の誘導や居住誘導の必要性を検討します。</p>	<p>基本方針</p> <p>土地利用に係る各種の法律や計画（湯河原町都市マスタープランなど）に基づいて、自然環境の保全に配慮した適切な土地利用を誘導するとともに、地域の特性を活かした土地利用の推進を図ります。また、人口減少と少子高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで、計画的な都市機能の誘導や居住誘導の必要性を検討します。</p>
<p>主要施策</p> <p>（1）適切な土地利用の推進</p> <p>①計画的な将来都市空間構造の実現</p> <p>湯河原町都市マスタープランを都市計画の総合的な指針とし、都市と自然が調和した秩序ある土地利用の形成を図り、計画的な将来都市空間構造の実現に努めます。</p> <p>②土地利用の規制・誘導</p> <p>湯河原町都市マスタープランの「土地利用の方針」に基づき、市街地の動向、農林漁業の推移、社会情勢の変化を考慮し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導について方向性を明らかにし、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、用途無指定地域について湯河原町特定地域土地利用計画の利用検討ゾーンの見直しを適宜行います。</p> <p>③農業振興地域整備計画の見直し</p> <p>農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町が優良農地の確保や10年間の農地利用を踏まえ策定します。計画では農地として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な施策を推進するため、都市マスタープランと整合を図りながら計画的に見直しを行います。</p> <p>（2）駅前・まち並みの整備</p> <p>①駅前地域の整備</p> <p>本町の重要な玄関口である駅前広場については、温泉観光地にふさわしい湯けむりの感じられる空間として整備されたことから、引き続き維持管理を行います。また、駅前周辺については、観光客等の周遊が図られるような魅力のあるまちづくりや環境整備を検討します。</p> <p>②温泉場地区のまち並み整備</p> <p>「湯河原町景観計画」を踏まえ、観光客が散策したくなるような温泉場の情緒を残したまち並みの保全、創出を図ります。また、景観地区の指定や、独自の屋外広告物の規制についても検討していきます。</p> <p>温泉場地区においては、風情のある街なみづくりや住環境づくりを推進します。</p>	<p>主要施策</p> <p>（1）適切な土地利用の推進</p> <p>①計画的な将来都市空間構造の実現</p> <p>湯河原町都市マスタープランを都市計画の総合的な指針とし、都市と自然が調和した秩序ある土地利用の形成を図り、計画的な将来都市空間構造の実現に努めるとともに、将来の人口減少・少子高齢社会に備え、集約型都市構造の検討に努めます。</p> <p>②土地利用の規制・誘導</p> <p>湯河原町都市マスタープランの「土地利用の方針」に基づき、市街地の動向、農林漁業の推移、社会情勢の変化を考慮し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導について方向性を明らかにし、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、用途無指定地域について湯河原町特定地域土地利用計画の利用検討ゾーンの見直しを適宜行います。</p> <p>③農業振興地域整備計画の見直し</p> <p>農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町が優良農地の確保や10年間の農地利用を踏まえ策定します。計画では農地として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な施策を推進するため、都市マスタープランと整合を図りながら計画的に見直しを行います。</p> <p>（2）駅前・まち並みの整備</p> <p>①駅前地域の整備</p> <p>本町の重要な玄関口である駅前広場については、温泉観光地にふさわしい湯けむりの感じられる空間として整備されたことから、引き続き維持管理を行います。また、駅前周辺については、観光客等の周遊が図られるような魅力のあるまちづくりや環境整備を検討します。</p> <p>②温泉場地区のまち並み整備</p> <p>「湯河原町景観計画」を踏まえ、観光客が散策したくなるような温泉場の情緒を残したまち並みの保全、創出を図ります。また、景観地区の指定や、独自の屋外広告物の規制についても検討していきます。</p> <p>温泉場地区においては、風情のある街なみづくりや住環境づくりを推進します。</p>

<p>現状と課題</p> <p>○鉄道については町民の生活及び観光誘客の上で欠かせない交通手段として、湘南ライナーの延長や快速電車の増便などを関係機関に要望しています。早期実現に向けて、町民の意見を踏まえた上で、近隣市町との連携により更に大きな意見としていく必要があります。</p> <p>○路線バスについては、町外連絡系統と町内連絡系統があり、町民及び観光客の貴重な移動手段となっていますが、不採算路線や乗務員不足により、路線からの撤退や減便が発生しているため、各種対策を講ずる必要があります。</p> <p>○町内には公共交通不便地域があり、このような地域の解消のため、一部ではコミュニティバスや令和元年（2019年）10月より本格運行した予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行していますが、今後も地域住民などの意見を聞き、運行時間、本数や運行経路などについて関係機関と検討する必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○鉄道については町民の生活及び観光誘客の上で欠かせない交通手段として、湘南ライナーの延長や快速電車の再開などを関係機関に要望しています。早期実現に向けて、町民の意見を踏まえた上で、近隣市町との連携により更に大きな意見としていく必要があります。</p> <p>○路線バスについては、町外連絡系統と町内連絡系統があり、町民及び観光客の貴重な移動手段となっていますが、近年の物価高騰の影響により運行経費が増額となっているほか、路線バスの運転手不足により、町内を運行しているバス事業者からバス路線退出の申出を継続して受けている状態です。バス路線維持のため、町も赤字補てんを行っていますが、課題解決には至っていません。抜本的な課題解決のため、地域公共交通の維持に向けてバス事業者と協議を行い、地域住民の移動手段を確保する必要があります。</p> <p>○町内には公共交通不便地域があり、このような地域の解消のため、一部ではコミュニティバスや予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行していますが、今後も地域住民や地域公共交通会議などの意見を聞き、運行時間、本数や運行経路などについて関係機関と協議・検討する必要があります。</p>
<p>基本方針</p> <p>鉄道交通の増便やバスやタクシーの乗務員不足など、町単独で要望しても実現が難しいことから、近隣市町と連携し、国や県に要望していきます。また、コミュニティバスや予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の運行については、利用者の利便性の向上を図るための対策を講じるとともに、町内の交通不便地域対策についても検討します。</p>	<p>基本方針</p> <p>地域公共交通は住民の暮らしを支える基盤となりますが、人口減少・物価高騰による運行経費の増大、路線バスの運転手不足、交通不便地域への対策など、多くの課題が山積しています。地域公共交通計画を基に課題を整理し、今後の対策方針を定めるほか、持続可能な地域公共交通を維持確保するため、限られた資源を有効に活用しつつ、人材・財源の確保を図り、併せて関係機関や住民との協働を推進し、また、新たな移動手段の導入を検討し、誰もが安心して移動できるまちづくりとなるよう取組みます。</p>
<p>主要施策</p> <p>（１）公共交通網の充実</p> <p>①鉄道交通の充実</p> <p>「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、近隣市町と調整し、地域住民の交通の利便性が確保できるよう、引き続きJRに要望します。</p> <p>②バス交通の充実</p> <p>現在、湯河原駅から真鶴駅間で運行しているコミュニティバスについて、利用者の意見を聞き、利便性の向上を図るため運行時間、運行本数、運行路線などについて各種機関と協議し、検討します。</p> <p>③予約型乗合い交通の整備</p> <p>個別計画である「湯河原町地域公共交通網形成計画」に基づき、交通不便地域の改善を図るため、新たな交通手段としての予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の定着に向けた取組みを推進します。</p>	<p>主要施策</p> <p>（１）公共交通網の充実</p> <p>①鉄道交通の充実</p> <p>「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、近隣市町と調整し、地域住民の交通の利便性が確保できるよう、引き続きJRに要望します。</p> <p>②地域公共交通の人材確保</p> <p>バス運転手不足に関する課題解決については、町単独での解決が難しいことから、近隣の市町と連携して広域的な課題として取り組み、また、国や県に人材確保対策について要望します。</p> <p>③持続可能な地域公共交通の実現</p> <p>人口減少社会の中でも持続可能な地域公共交通を実現していくため、地域公共交通の維持に向けた施策を検討します。</p> <p>④コミュニティバスの充実</p> <p>現在、湯河原駅から真鶴駅間で運行しているコミュニティバスについて、利用者の意見を聞き、利便性の向上を図るため、また、安定した運行を図るため運行時間、運行本数、運行路線などについて各種機関と協議し、検討します。</p> <p>⑤予約型乗合い交通の推進</p> <p>交通不便地域の改善を図るための予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行し、利用者などの意見を聞きながら取組みを推進します。</p>

<p>現状と課題</p> <p>○協働のまちづくりを進めるためには、町民との信頼関係を築き、町が抱える様々な課題と町民の声を互いに理解し、コミュニケーションを円滑に取りながらともに考え、意見を伝え合う必要があります。現在は、広報紙やホームページ、メールマガジンの配信をはじめ、報道機関との連携により行政情報を発信していますが、まちづくりの主役である町民の積極的な取組みを支援するために、正しい情報を適切に伝えることが行政の重要な役割です。そのため、受け手側の生活様式の変化やメディアの進化に合わせ、情報を「わかりやすく」「魅力的」に伝えるための多様な対応が求められています。また、発信だけでなく、町民からの意見や要望を把握する機会や方法を拡充し、それらを考慮した町政運営が求められています。</p> <p>○出前講座のメニューは、時流のニーズに合わせ、毎年更新をしていますが、自治会や地域コミュニティ組織の弱体化が懸念される中で、町民が町政への理解を深め、協働のまちづくりに参画する一環として、知識を習得する機会の一助となるよう、内容の見直しや講座の充実が課題となっています。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○協働のまちづくりを進めるためには、町民との信頼関係を築き、町が抱える様々な課題と町民の声を互いに理解し、コミュニケーションを円滑に取りながらともに考え、意見を伝え合う必要があります。現在は、広報紙やホームページ、公式Instagram、メールマガジンをはじめ、報道機関との連携により行政情報を発信していますが、まちづくりの主役である町民の積極的な取組みを支援するために、正しい情報を適切に伝えることが行政の重要な役割です。そのため、受け手側の生活様式の変化やメディアの進化に合わせ、情報を「わかりやすく」「魅力的」に伝えるための多様な対応が求められています。また、発信だけでなく、町民からの意見や要望を把握する機会や方法を拡充し、それらを考慮した町政運営が求められています。</p> <p>○出前講座のメニューは、時流のニーズに合わせ、毎年更新をしていますが、自治会や地域コミュニティ組織の弱体化が懸念される中で、町民が町政への理解を深め、協働のまちづくりに参画する一環として、知識を習得する機会の一助となるよう、講座の充実が課題となっています。</p>
<p>基本方針</p> <p>町民と行政が互いの情報を正確かつ迅速に入手できる広報広聴環境を整え、町民とのコミュニケーションを活発にするため、様々な媒体を活用した積極的な情報の発信と共有を図り、町民とともに考えるまちづくりを推進します。</p> <p>また、出前講座では、多様な価値観と複雑に変化する社会情勢を的確に把握し、町民のニーズに対応した町政に関する幅広い分野の講座の拡充に努めます。</p>	<p>基本方針</p> <p>町民と行政が互いの情報を正確かつ迅速に入手できる広報広聴環境を整え、町民とのコミュニケーションを活発にするため、様々な媒体を活用した積極的な情報の発信と共有を図り、町民とともに考えるまちづくりを推進します。</p> <p>また、出前講座では、多様な価値観と複雑に変化する社会情勢を的確に把握し、町民のニーズに対応した町政に関する幅広い分野の講座の拡充に努めます。</p>
<p>主要施策</p> <p>(1) 広報広聴活動の充実</p> <p>① 広報機能の充実</p> <p>現在ある、広報紙、ホームページ、メールマガジン、コミュニティエフエム、地上デジタル放送のサービスの1つであるデータ放送などを複合的に活用するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を取り入れ、町民のニーズに合わせた積極的な情報提供に努めます。また、緊急時においても迅速かつ正確な情報提供に努めます。</p> <p>② 広聴機能の充実</p> <p>町長への手紙やホームページからの問い合わせ、パブリックコメントなど、町民の声を把握する手段や機会を拡充し、広聴機能の充実に努めます。</p> <p>③ 親しみの持てる行政の推進</p> <p>子どもから大人まで、誰にでも分かりやすい魅力的な広報紙づくりに努め、様々な媒体を活用して、あらゆる世代に情報提供できる環境を整えます。また、行政相談員、民生委員児童委員、人権擁護委員などの相談員と連携し、町民が持つ行政に関する不安を聞くことで、親しみの持てる行政になるよう取組みを推進します。</p> <p>④ ホームページの充実</p> <p>ホームページの構成の見直しや観光情報と行政情報の見やすさを検討し、湯河原らしいイメージのデザインに配慮しながらホームページの充実を図ります。</p> <p>⑤ 出前講座などの開催</p> <p>町民にとって魅力ある講座の新設をするなど、町民のニーズに沿った講座を開催することで町政への関心を高める機会をつくとともに、町民が町政に関する多様な情報を理解し、習得できるよう内容の充実を図ります。</p>	<p>主要施策</p> <p>(1) 広報広聴活動の充実</p> <p>① 広報機能の充実</p> <p>現在ある、広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、メールマガジン、コミュニティエフエム、地上デジタル放送のサービスの1つであるデータ放送などを複合的に活用し、町民のニーズに合わせた積極的な情報提供を図るとともに、子どもから大人まであらゆる世代、誰にでも分かりやすい魅力的な広報に努めます。また、緊急時においても迅速かつ正確な情報提供に努めます。</p> <p>② 広聴機能の充実</p> <p>町長への手紙やホームページからの問い合わせ、パブリックコメントなど、町民の声を把握する手段や機会を拡充し、広聴機能の充実に努めます。</p> <p>③ ホームページの充実</p> <p>観光情報や行政情報を自由に取得できるツールとして皆様に利用していただくためにも類似コンテンツの集約など、必要な情報を整理して伝え、視認性と操作性を高めるなどホームページの充実を図ります。</p> <p>④ 出前講座などの開催</p> <p>町民にとって魅力ある講座の新設をするなど、町民のニーズに沿った講座を開催することで町政への関心を高める機会をつくとともに、町民が町政に関する多様な情報を理解し、習得できるよう内容の充実を図ります。</p>

<p>現状と課題</p> <p>○本町の人口は、平成7年（1995年）頃にピークを迎え、その後は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来人口推計における本町の人口推計は、令和12年（2030年）に19,216人になると予測されています。</p> <p>○また、令和2年（2020年）1月1日現在の65歳以上の人口の割合は40.7%と県内でも非常に高く、今後も高齢化が加速することが見込まれています。</p> <p>○少子高齢化・人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目的として、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。</p> <p>○人口減少等に伴う空き家・空き店舗の増加は、防犯面だけでなく、景観や街のにぎわいにも影響を及ぼすため、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」に示された「空き家等の再生・活用」をもとに空き家・空き店舗の利活用方法の検討が必要です。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○本町の人口は、平成7年（1995年）頃にピークを迎え、その後は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来人口推計における本町の人口推計は、令和12年（2030年）に20,566人になると予測され、また、令和7年（2025年）1月1日現在の65歳以上の人口の割合は43.47%と県内でも非常に高く、今後も少子高齢化が加速することが見込まれており、本町は、人口戦略会議が令和6年4月に発表した『令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート』において消滅可能性自治体として挙げられました。</p> <p>○少子高齢化・人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目的として、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。</p> <p>○令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」を踏まえ、消滅可能性自治体から脱却していくための新たな地方創生に取り組む必要があります。</p> <p>○人口減少に伴う空き家・空き店舗の増加は、防犯面だけでなく、景観や町のにぎわいにも影響を及ぼします。空き家・空き店舗の利活用方法の検討に加え、空き家バンクを整備する必要があります。</p>
<p>基本方針</p> <p>地方創生のためには、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産・官・学・金・労・言）が連携し、適切な目標設定のもとで、まち・ひと・しごとの創生に一体的に取り組むことが必要です。</p> <p>本町では、地方版総合戦略「第2期 湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」を令和2年（2020年）4月に策定し、内閣府の交付金も活用しながら、湯河原の魅力を高め、国の内外から訪れたいと思われるまちにしていけるために、行政と関係団体が一体となって地方創生に取り組みます。</p> <p>また、町内の空き家・空き店舗の状況を把握するとともに、他市町と連携した広域的な取組みによる効果的な利活用方法を検討します。</p>	<p>基本方針</p> <p>地方創生のためには、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産・官・学・金・労・言）が連携し、適切な目標設定のもとで、まち・ひと・しごとの創生に一体的に取り組むことが必要です。</p> <p>本町では、まち・ひと・しごと創生法のもと、地方版総合戦略を策定し、内閣府の交付金も活用しながら、湯河原の魅力を高め、国の内外から訪れたいと思われるまちにしていけるために、行政と関係団体が一体となって地方創生に取り組みます。</p>
<p>主要施策</p> <p>（1）就労環境の整備</p> <p>①新たな雇用を生む産業の振興</p> <p>湯河原駅周辺の活性化などにより、基幹産業である観光の活性化を図ります。</p> <p>併せて、観光客の増加に伴う消費の増加により、商業・サービス業の振興を図るとともに、「made in ゆがわら」認定産品や海産物の活用事業などにより、第一次産業の活性化を図ります。</p> <p>②誘客につながるイベント開催</p> <p>シニア向けのスポーツイベントや若者向けの音楽フェスなどの文化イベントをはじめ湯河原らしいイベントを開催し、町内での宿泊につなげ、観光業やサービス業を活性化させます。</p> <p>③空き家・空き店舗の活用</p> <p>空き家・空き店舗・空き事業所などを把握し、空き家バンク等を有効活用することで、起業家や事業所の進出を促進し、若者の町内での就労を支援します。</p> <p>（2）移住の促進</p> <p>①移住促進のための居住環境等の整備</p> <p>移住・定住者のための経済的支援の充実とPRの充実を図り、本町へ移住を希望する人たちに有効な情報を発信し、転入者の増加を図ります。</p> <p>②湯河原の魅力を全国に発信</p> <p>本町の四季折々の魅力や観光情報をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など様々な方法により国内外に発信し、観光客や関係人口の増加につなげます。</p>	<p>主要施策</p> <p>（1）しごとづくり：挑戦と共創が生まれるまち</p> <p>①起業・チャレンジへの支援</p> <p>地域の特性や強みを活かし、多様な人材の挑戦を支える起業環境を整備します。また、地域の課題解決に資するビジネス展開を支援し、「駅前の居場所」を起点として交流を促進します。</p> <p>②地域資源の高付加価値化</p> <p>人口規模が減少しても地域経済を維持・発展させるため、地域資源のポテンシャルを活かし、基幹産業である観光業の振興を図るとともに、ゆがわら認定産品制度や稼げる農業等を推進することで、地域資源の高付加価値化に繋がります。</p> <p>③人材・資本の好循環の創出</p> <p>都市と町の間で、人・モノ・技術の交流、循環を図り、分野を超えた連携・協働を推進することで、多面的な価値を創出する場をつくり、地域産業の活性化や新たな雇用の創出に結び付けていきます。</p> <p>（2）新たなひとの流れづくり：つながりが広がるまち</p> <p>①移住の促進・関係人口の拡大</p> <p>移住支援・情報発信を強化し、駅前の居場所を核に移住相談体制を整備することで、個々の実情に応じた伴走支援を実現します。また、町と多様に関わる機会を提供して関係人口を拡大し、新しい人の流れを創出します。</p> <p>②ふるさと納税の推進</p> <p>返礼品の充実と新たな広報を通じ、湯河原町ならではの特産品・宿泊ギフト券等で来訪のきっかけを創出し、ファンを増やして寄附額を拡大するとともに、関係人口の創出につなげます。</p>

(3) 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

①安心して出産できる環境の整備

町内に妊婦健康診査ができる産婦人科が開設されましたが、出産については、「マタニティ・サポート119」などにより、安心して出産できる体制を維持します。妊娠期から産後まで、助産師・保健師が切れ目のない支援を実施します。

②子育ての不安解消のための支援拡充

産前産後に、助産師・保健師が家庭訪問や母子保健事業、産後ケア事業等で子育て家庭をサポートしていきます。また、働きながら子育てしやすい環境をめざし、保育時間の延長、休日等の保育について、利用者ニーズの把握に努め、安心して子育てができる支援の拡充をします。

③若い世代が定住していける住環境の整備

子育て家庭が安心して子どもを産み育てていくことができるよう、地域における子育て支援の充実を図り、子育て環境を整備します。

(4) 人口減少・高齢化社会に対応したまちづくり

①人口減少・高齢化社会への対応

少子高齢化に伴う社会環境の変化に対応し、地方創生に資する様々な取組を継続して実施し、関係人口の創出や移住・定住の促進につなげ、地域を活性化させることで持続的な行政運営ができるよう努めます。

②健康寿命日本一の実現をめざす

元気な高齢者を増やすため、「未病」を改善する取組を進め、健康寿命の延伸をめざします。

③町内でも町外からも魅力を感じる町づくり

活力と賑わい、暮らしやすさを高め、景観や歴史文化を発信してシビックプライドを醸成し、町内外からも魅力を感じる町づくりを推進します。

(3) 結婚・出産・子育ての環境づくり：未来をはぐくむまち

①出産環境の充実

町内への産科医誘致、広域での充実など、あらゆる方策を検討し、若い世代が安心して妊娠、出産と子育てができる環境づくりに努め、結婚世代の定住促進と出生率の向上を図ります。

②ゆがわらっ子育ての支援

地域で子育てを支える仕組みを強化し、保育環境・教育環境を充実させることで、保護者が安心して働きながら子育てできる環境を整えます。

(4) 誰もが活躍できるまちづくり：支え合いと安心のまち

①多世代交流・地域コミュニティ活動の推進

学習支援や交流の場づくりにより、すべての世代が安心して集える環境を整備し、地域コミュニティへの加入を促進して温かなつながりを育みます。また、多世代が地域とつながり・支え合う関係を構築することで、すべての町民が共に生活できる地域づくりを進めます。

②健康長寿社会の実現

元高齢化が進む中、健康寿命を延伸する取組を推進し、併わせて高齢者の生きがいや社会参加の機会を増やすことで、高齢者が元気に暮らせるまちを目指します。

③安全・安心な暮らしの確保

災害に強いまちづくりと防災意識の向上を図るとともに、空き家対策や地域交通の利便性向上等により、すべての町民が安全・安心に暮らせる環境を確保します。

<p>現状と課題</p> <p>○新たな防災拠点として防災コミュニティセンターを新設しましたが、既存の防災拠点である役場庁舎は、第3庁舎以外は耐震化工事の検討が必要です。また、避難収容施設として指定している公共施設についても耐震化されていない施設が多いことから、順次耐震化工事を施工していく必要があります。</p> <p>○避難施設については、新たに感染症拡大防止を考慮した分散避難の周知や、避難施設が不足する場合の宿泊施設・駐車場等を確保しておく必要があります。</p> <p>○災害時要支援者支援については、災害時要援護者避難支援プランの策定が必要です。避難行動要支援者名簿については、災害時における避難支援等に活用することとしていますが、その活用方法についても整理する必要があります。</p> <p>○備蓄品については、感染症対策に伴う品目の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を実施するとともに、新設した防災コミュニティセンター防災倉庫を拠点とした各防災倉庫への適切な備蓄品の配置を検討する必要があります。</p> <p>○津波対策については、県が新たに指定した津波災害警戒区域及び基準水位を周知する必要があります。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策推進計画を策定し、津波対策の強化・充実を図る必要があります。</p> <p>○土砂災害対策及び洪水対策については、県が新たに指定した土砂災害警戒区域、想定し得る最大規模の降雨を対象として公表した洪水浸水想定区域を周知する必要があります。</p> <p>○災害時に住民がお互いに助け合う「共助」の役割を担う自主防災組織について、災害種別に応じた防災訓練を実施し、組織の強化を図る必要があります。</p> <p>○湯河原町国民保護計画については、国や県の動向に注意を払い必要に応じ見直しを行う必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>○新たな防災拠点として防災コミュニティセンターを新設しましたが、既存の防災拠点である役場庁舎は、第3庁舎以外は耐震化工事等の検討が必要です。また、避難収容施設として指定している公共施設についても耐震化されていない施設が多いことから、順次耐震化工事を施工していく必要があります。</p> <p>○避難施設については、避難者を収容しきれない場合や避難が長期化する場合に備え、宿泊施設・駐車場・資機材等を確保しておく必要があります。</p> <p>○災害時要支援者支援については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）の作成が必要です。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、災害時における避難支援等に活用することとしていますが、その活用方法についても検討し、調整する必要があります。</p> <p>○備蓄品については、感染症対策や避難生活環境の改善対策に伴う品目の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を実施するとともに、防災コミュニティセンター防災倉庫を中心とした各防災倉庫・避難施設への適切な備蓄品の配置を検討する必要があります。</p> <p>○津波対策については、県が指定した津波災害警戒区域及び基準水位を周知する必要があります。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図る必要があります。</p> <p>○土砂災害対策及び洪水対策については、県が指定した土砂災害警戒区域、想定し得る最大規模の降雨を対象として公表した洪水浸水想定区域を周知する必要があります。</p> <p>○災害時に住民がお互いに助け合う「共助」の役割を担う自主防災組織について、災害種別に応じた防災訓練を実施し、組織の強化を図る必要があります。</p> <p>○湯河原町国民保護計画については、国や県の動向に注意を払い必要に応じ見直しを行う必要があります。</p> <p>○有害鳥獣対策について、野猿の対策としては、農業被害のみならず住宅地への出没による生活被害が後を絶たないことから、鳥獣被害対策捕獲・追払隊による追い上げ活動を実施して被害軽減を図っています。また、県と連携し、野猿との共生を図りながら加害個体の捕獲などの対策を実施しておりますが、一時的な活動対応になっているため、住民への被害防除などを助成し、全頭捕獲を実施するように進めてまいります。（再掲）</p>
<p>基本方針</p> <p>町の災害対策の現状に合った防災計画を、中長期的な視点で作成及び更新していきます。</p> <p>災害関係機関との連携を密にするとともに、防災対策にかかる協定の締結を進め、また、自主防災組織の組織力強化のため、各災害に応じた訓練を支援します。</p>	<p>基本方針</p> <p>町の災害対策の現状に合った防災計画を、中長期的な視点で作成及び更新していきます。</p> <p>災害対策に必要な基盤を整備し、災害関係機関との連携を密にするとともに、防災対策にかかる協定の締結を進め、また、自主防災組織の組織力強化のため、各災害に応じた訓練を支援します。</p>
<p>主要施策</p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>①地域防災計画の適切な運用</p> <p>神奈川県地域防災計画及び防災関係機関の計画との整合について定期的に町の計画の見直しを図るとともに、計画に定められている行動マニュアルなどを更に深化し、適切な防災対策を実施します。</p> <p>②防災拠点の整備</p> <p>新たな防災拠点である湯河原町防災コミュニティセンターを、運用面からより機能発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、既存の役場庁舎及び避難収容施設の耐震化を継続して実施し、防災拠点としての機能を維持・強化します。</p> <p>③自主防災組織の強化と防災意識の醸成</p> <p>防災関係機関と連携し、各地域の実状を考慮した防災訓練、研修、講演会などを通して防災意識の普及を図るとともに、資機材整備への助成や地域の防災リーダーの養成を行い、自主防災組織の強化を図ります。</p> <p>④非常通信連絡網の整備</p> <p>県と連携して次世代防災行政通信網の整備を図るとともに、当該整備又は通信関連会社等との協定締結による様々な通信方法とリンクした非常通信連絡網の強化を図り、屋外拡声子局の難聴地域の解消に努めます。</p> <p>⑤避難場所・避難収容施設の周知</p> <p>広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の周知を図るとともに、その場所が避難場所等であることがすぐわかるような</p>	<p>主要施策</p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>①地域防災計画の適切な運用</p> <p>神奈川県地域防災計画及び防災関係機関の計画との整合について定期的に町の計画の見直しを図るとともに、計画に定められている各種対策を更に深化し、適切な防災対策を実施します。</p> <p>②防災拠点の整備</p> <p>新たな防災拠点である湯河原町防災コミュニティセンターを、運用面からより機能発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、既存の役場庁舎及び避難収容施設の耐震化を継続して実施し、防災拠点としての機能を維持・強化します。</p> <p>③自主防災組織の強化と防災意識の醸成</p> <p>防災関係機関と連携し、各地域の実状を考慮した防災訓練、研修、講演会などを通して防災意識の普及を図るとともに、資機材整備への助成や地域の防災リーダーの養成を行い、自主防災組織の強化を図ります。</p> <p>④非常通信連絡網の整備</p> <p>県防災行政通信網に加入し、非常時における県との連絡・通信を確保するとともに、通信関連会社等との連携により様々な通信方法とリンクした非常通信連絡網の強化を図り、屋外拡声子局の難聴地域の解消に努めます。</p> <p>⑤避難場所・避難収容施設の周知</p> <p>広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の周知を図るとともに、その場所が避難場所等であることがすぐわかるような</p>

表示板などを設置します。また、**感染症対策に伴う分散避難の周知や、避難施設が不足する場合の**宿泊施設の借上げ及び車中泊が可能な駐車場を確保するための協定締結などに取り組みます。

⑥防災倉庫・資機材の整備、食糧などの備蓄、非常物資・応急給水の確保

感染症対策**に伴う**備蓄品の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を計画的に実施するとともに、湯河原町防災コミュニティセンターの防災倉庫を拠点とした各防災**倉庫**への適切な備蓄品の配置を継続して実施します。

⑦帰宅困難者対策の推進

町内施設・地域会館だけでなく宿泊施設や集客施設の管理者、鉄道機関や様々な輸送機関と連携して、観光客などの帰宅困難者の避難誘導や**一次的な宿泊**施設の提供などの対策を推進します。また、湯河原温泉旅館協同組合と締結している「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」及び湯河原町商工会と締結している「防災協定」に基づき、帰宅困難者の対応に努めます。

⑧土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進

土砂災害警戒区域などの基礎調査結果を踏まえ、地震や風水害時の危険箇所を把握し、県と協議して改良事業を推進します。また、急傾斜地整備事業については、町内**3**地区（聖ヶ窪・崖の下・若草山）の整備が完了しました。**道中**地区の整備を引き続き行い、その他の急傾斜地区の整備も促進します。さらに、町民に対し防災マップなどを活用して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知を図ります。

⑨津波対策の強化

津波対策については、**県、周辺自治体**等と協力し、津波対策訓練を実施するとともに、防災マップ等を活用して津波災害警戒区域、基準水位及び津波情報の伝達方法や避難経路の周知に努めます。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図ります。

⑩災害時要**援護**者の避難支援

湯河原町災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、災害時の避難支援における避難行動要支援者名簿の有効な活用方法について検討します。

⑪火山対策の強化

富士山・箱根火山の噴火による降灰等を想定した、防災対策を県・近隣市町村とともに推進するとともに、火山対策の訓練を実施します。

（２）危機管理対策の推進

①国民保護法への対応

湯河原町国民保護計画に基づき、武力攻撃事態などにおいて、町民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置を総合的に推進します。

表示板などを設置します。また、**避難施設が不足する場合や福祉避難所を確保する場合等における**宿泊施設の借上げ及び車中泊が可能な駐車場を確保するための協定締結などに取り組みます。

⑥防災倉庫・資機材の整備、食糧などの備蓄、非常物資・応急給水の確保

感染症対策**や避難生活環境の改善対策に伴う**備蓄品の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を計画的に実施するとともに、湯河原町防災コミュニティセンターの防災倉庫を拠点とした各防災倉庫**・避難施設**への適切な備蓄品の配置を継続して実施します。

⑦帰宅困難者対策の推進

町内施設・地域会館だけでなく宿泊施設や集客施設の管理者、鉄道機関や様々な輸送機関と連携して、観光客などの帰宅困難者の避難誘導や**一時的な滞在**施設の提供などの対策を推進します。また、湯河原温泉旅館協同組合と締結している「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」及び湯河原町商工会と締結している「防災協定」に基づき、帰宅困難者の対応に努めます。

⑧土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進

土砂災害警戒区域などの基礎調査結果を踏まえ、地震や風水害時の危険箇所を把握し、県と協議して改良事業を推進します。また、急傾斜地整備事業については、町内**4**地区（聖ヶ窪・崖の下・若草山**・道中**）の整備が完了しました。**福浦**地区の整備を引き続き行い、その他の急傾斜地区の整備も促進します。さらに、町民に対し防災マップなどを活用して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知を図ります。

⑨津波対策の強化

津波対策については、**関係団体**等と協力し、津波対策訓練を実施するとともに、防災マップ等を活用して津波災害警戒区域、基準水位及び津波情報の伝達方法や避難経路の周知に努めます。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図ります。

⑩災害時要**配慮**者の避難支援

災害時要配慮者に必要な備蓄品の整備 及び各避難施設への配置を推進します。また、個別避難計画（避難支援プラン）の作成を推進するとともに、災害時の避難支援における避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**の有効な活用方法について検討します。

⑪火山対策の強化

富士山・箱根火山の噴火による降灰等を想定した、防災対策を県・近隣市町村とともに推進するとともに、火山対策の訓練を実施します。

（２）危機管理対策の推進

①国民保護法への対応

湯河原町国民保護計画に基づき、武力攻撃事態などにおいて、町民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置を総合的に推進します。

（３）生活被害対策の推進

①有害鳥獣（野猿）による被害への対応（再掲）

野猿については人身への脅威を及ぼす恐れのある個体及びその群れの加害レベルの低減のため、全頭捕獲するため、県と連携し対策を実施します。